

平成31年1月17日（木） 4校時

情報経営科 3年 「経済活動と法」の授業で

外部講師を招聘して 消費生活法律講座を開催しました

その様子は 山形新聞でも紹介されました

もうすぐ卒業の時期を迎える3年生にとっては 身近な話題でとても分かり
易く学習できました

上山明新館高で 消費生活の講座

消費生活出前講座が17日、上山市の上山明新館高（阿部孝校長）で開かれ、情報経営科の3年生32人が悪質商法や契約トラブルに遭わないための知識を学んだ。

県消費生活センターの大場万由美消費生活相談員が講師を務めた。講座では契約について「口約束でも契約が成立してしまう場合があるので注意してほしい」と説明。

買い物の注意点を学ぶ

悪質商法についても解説し、若者が被害に遭いやすいアダルトサイトなどのワンクリック請求は「不安をあおるような言葉を使ってお金を取ろうとするが、無視することが大切」、ネットショッピングトラブルは「安いと飛び付かず、怪しい情報がないかしっかり確認してほしい」と呼び掛けた。

前田忠政さん(18)は「以前ネット購入で被害に遭ったが、その時はどうしていいか分からなかった。今回学んだことを

生かして被害に遭わないようにし、万一の時も1人で悩まず相談したい」と話していた。

(長瀬亮)

悪徳商法や契約トラブルに遭わないための注意点を学ぶ生徒たち＝上山市・上山明新館高

